

湖南省住居表示審議会 議事録（要旨）

令和6年2月27日（火）
午後2時00から
東庁舎3階 第二会議室

事務局	<p>定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまから湖南省住居表示審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、ご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>先般、委員の就任をお願い申し上げましたところ、ご快諾いただきましてありがとうございます。</p> <p>本年度（令和6年度）から2年間の任期で就任いただき、本会が最初の審議会でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>開会にあたりまして、市民生活局長 植西正彦よりあいさつを申し上げます。</p>
市民生活局長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>また、会長および副会長が選出されるまで、事務局で進行させていただきます。</p> <p>続きまして委員の皆様のご紹介を、自己紹介によりお願ひ申し上げます。</p> <p>本日の会議資料の1ページに委員名簿を付けておりますのでご覧ください。</p> <p>それでは1号委員から名簿の順番でお願ひいたします。</p> <p>(委員自己紹介)</p>

事務局	<p>続きまして事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局自己紹介)</p>
事務局	<p>以上をもちまして委員および事務局職員の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>本日の湖南省住居表示審議会の出席委員は、半数以上の出席でありますので住居表示審議会条例第7条に基づきまして会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、会議次第4の「会長・副会長の選出」を議題といたします。</p> <p>会議資料の2ページをお開きください。</p> <p>住居表示審議会の会長および副会長各1名は審議会条例第6条の規定により、「委員の互選により定める」となっております。</p> <p>会長、副会長の選出を行いたいと考えておりますが、事務局から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、審議会会長には学識経験者である「大塚康央（おおつか やすお）委員」を、副会長には地域代表者会「山元隆彦（やまもと たかひこ）委員」にお願いさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p> <p>異議なしと認め、会長に「大塚康央（おおつか やすお）委員」、副会長に「山元隆彦（やまもと たかひこ）委員」に決定いたしました。よろしくお願いいいたします。</p>

事務局	<p>ただ今、「会長」および「副会長」が決定いたしました。それでは、審議会条例第7条第1項の規定によりまして、「会長は、会議の議長になる」となっておりますので、これより「大塚康央（おおつか やすお）会長」に、議長になっていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長（議長）	<p>（会長・就任あいさつ）</p>
議長	<p>それでは諮問第1号「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。</p> <p>この件については、市長から諮問を頂いております。事務局は諮問書の読み上げをお願いします。</p>
事務局	<p>（諮問書読み上げ）</p>
議長	<p>審議会には2件諮問をいただいております。これは、地方自治法の規定により、議決が2回必要であり、諮問が2件に分かれています。</p> <p>まず最初に、「実施する区域と実施する方法」について議会の議決をいただき、その次に「字の区域および名称」、いわゆる新しい町名について議決をいただくものです。このため、諮問が2件となっております。</p> <p>諮問の審議の前に、住居表示とは何かということ事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（住居表示について説明）</p> <p>続いて、諮問第1号の「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」説明いたし</p>

	<p>ます。会議次第の3、4ページをご覧ください。</p> <p>湖南省住居表示整備推進計画に基づき、菩提寺地先において、宅地開発によりできる住宅地を、住居表示の実施区域とするものであります。</p> <p>この区域の周辺は、平成22年に住居表示が実施されていますが、当時、今回の実施区域は未開発の地域であったため、住居表示が実施できない状態でありました。この度、開発の計画が進んだため、これに併せてこの区域を住居表示するものであります。</p> <p>実施区域の概要としまして、地区計画に基づく開発の住宅地が実施区域です。面積約6.9haで、現在住んでいる人はいないため、対象住人はいません。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今、「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」説明いただきました。併せて、「住居表示を実施する方法」についても説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>住居表示の方法には「街区方式」と「道路方式」があります。街区方式は道路や河川などの恒久的な施設で区切り、その区域内の建物に付けられる番号を用いて表示する方法で日本では一般的な方法です。湖南省住居表示実施基準でも定めているため「街区方式」とするものです。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。ただ今、事務局から諮問第1号について説明がありました。菩提寺地域の住居表示を実施していない地域について、住居表示を実施する区域として定めるということと、住居表示を実施する方法は街区方式で実施するという諮問です。</p> <p>街区方式というのは、事務局から「住居表示について」の説明でもありましたが、道路に囲まれた1つの街区を街区番号を用いて、○番と定め、住居番号を○号と決めていく方式のこと</p>

<p>市民生活局長</p>	<p>を言います。 以上2点を諮問第1号として諮問をいただいております。何かご意見、ご質問はありますでしょうか</p> <p>宅地開発は多数ありますが、本件については、菩提寺地域の住居表示実施区域に隣接しています。しかし、当該地域の住居表示を実施していない場所になります。旧石部町域については、山も含め住居表示が実施されています。類似の案件として、石部小学校の隣接地で約120区画の開発が行われています。そちらについては、既に住居表示実施地域となっているため、街区割を行うだけであるため、審議会にはお諮りしない案件となります。</p> <p>菩提寺地域については、道路で実施区域を区切っているため、一部未実施の場所もありますので、都度、住居表示審議会にお諮りしております。本審議会以降も諮問させていただくことになると思いますが、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>大半が農地となっているようですが、当地域の開発のスケジュールはどの様になっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>開発許可が昨年の秋頃に下り、現在、造成が始まっています。完了は令和7年夏頃ではないかと聞いております。そのため、工事の進捗を確認しながら住居表示を実施するものです。</p>
<p>市民生活局長</p>	<p>当該地域は、約10年前から話がありましたが、過去に1度だけ大雨による冠水が発生したため、水路を造るなど、慎重に進めてまいりました。今回、ある程度解消される見込みが立ちましたため、開発許可が下りたという経緯であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>令和6年度中に住居表示を実施し、字名も変更しておきたいということですね。令和7年度になると家が建ち始めてしまう</p>

<p>委 員</p>	<p>ということですね。 その他ご質問などはありますでしょうか。</p> <p>法務局では、登記簿の書き換えが発生しますが、当該地域の筆数はどの程度でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>筆数は 120～130 程度です。当該地域の東側には商業施設が、西側には住宅をメインに建築される予定です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にご質問ございませんか。ご質問もないようですので、諮問第 1 号について採決を取りたいと思います。諮問第 1 号のとおり決定することとして異議ございませんでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、諮問第 1 号「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」は原案どおり決しました。</p> <p>つづきまして、諮問第 2 号「字の区域及び名称の変更について」に入ります。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問第 2 号「字の区域および名称の変更について」説明いたします。会議次第 5 ページをご覧ください。</p> <p>本件については、菩提寺北〇丁目と町を新設するものではなく、図のように既存の菩提寺北三丁目および五丁目に編入する形で、実施するものとします。</p> <p>湖南省道、甲賀堺線を境界とし、右側を菩提寺北三丁目、左</p>

<p>議 長</p>	<p>側を菩提寺北五丁目にそれぞれ編入するものとします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>「字の区域および名称の変更について」の説明は以上です。 この件について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。</p>
<p>市民生活局長</p>	<p>なぜ、この様な形にしたかと申しますと、字名は規則に従い付けています。既に菩提寺北六丁目がありますので、順序の良い字名とするものです。</p> <p>ご覧いただいている地図の右側下部分に白い箇所があると思います。今後、審議会に諮らせていただく予定の箇所になりますが、ただ今審議していただいている箇所を菩提寺北七丁目、八丁目にしてしまうと、順番が乱れてしまいますので。本件については、菩提寺北三丁目および五丁目に編入するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>現在の字の区域を拡大するというような形で諮問をいただいております。この件に関して、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>菩提寺北三丁目の道路を隔てた北側は菩提寺北四丁目になるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>議 長</p>	<p>菩提寺北は何丁目まであるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>菩提寺北は六丁目まであります。会議次第3ページをご覧ください。菩提寺北(三)となっている下側に、少し飛び出た箇所があるかと思えます。そちらが菩提寺北六丁目になります。</p>

副 会 長	やくものあるあたりはどうなっていますか。
事務局	現在は住居表示未実施となっています。
委 員	編入について、異論はありませんが、諮問を受けている方法しかないのでしょうか。住宅の戸数などは関係あるのでしょうか。
議 長	住宅の戸数というよりは、面積が広すぎない範囲で運用されていると思います。
議 長	確認ですが、菩提寺北三丁目に編入される区域の下側に道路がありますが、こちらは将来延伸されることはありませんか。
事務局	おっしゃった南側にある道路は県道竜王石部線です。この道路については、過去に区画整理により出来た道路となっています。そのため、延伸の計画はありません。
委 員	この道路は菩提寺西の区画整理により出来た道で、以前までは、地図の左側の道を使用していました。
議 長	<p>道路の形状が 90 度曲がっているので、不思議に思いました。全て同時に開発ではなく、少しずつ開発を行ったことによるものということですね。</p> <p>幹線道路の形状は変更されないため、それをベースに菩提寺北三丁目および五丁目への編入を行うということですね。</p> <p>その他、ご質問などはありませんか。</p>

<p>委員一同</p>	<p>なければ、「字の区域および名称の変更について」の諮問原案どおり決定することとして異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。異議なしとのことですので、諮問第2号「字の区域及び名称の変更について」は案どおり決定しました。</p> <p>諮問第1号および第2号はいただいた内容で答申します。以上で諮問議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に今後の予定について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の6ページをご覧ください。今回の菩提寺北三丁目、五丁目の実施作業の日程について、おおまかな案になります。</p> <p>本日、住居表示審議会を開催いたしました。実施区域と方法について、6月の市議会に提案し、審議をいただきます。市議会にて可決いただいた後、市民の方に向けた公示を30日間行い、その後の9月議会にて「字の区域および名称の変更について」議案を上程させていただこうと考えております。最終的な住居表示の実施については、案では11月頃となっておりますが、開発地域の造成などの状況を見ながら時期を検討したいと考えております。日程等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。何かご質問はありますか。</p> <p>6月議会で「実施区域と方法について」地方自治法に基づいて議決を経た後、住居表示の実施に関する法律に基づき、実施区域の市民の方に周知した後、異議があれば変更請求ができる期間があります。ただし、当該地域には住民がいませんので、おそらく変更請求はないであろうと思われま。その後、9月議会で菩提寺北三丁目、五丁目に変更するという議案を上程するということとなります。</p> <p>本日、諮問に係る菩提寺北三丁目、五丁目の件は以上に</p>

事務局	<p>なります。</p> <p>続いて、事務局から報告事項があるようですのでよろしくお願ひします。</p> <p>資料の P7、8 の図面をご覧ください。先ほど、市民生活局長からも話がありましたが、今回の審議案件と類似した状況の区域が菩提寺地先にあります。図で赤く印をしているところです。こちらは、都市計画法に基づく地区計画により長年、開発を行う構想がありましたが、開発が完了し、おおよその開発区域の目途が付きましたので、今後住居表示を実施する予定です。なお、当該地域については、既に住民がいるため、地元住民への説明や手続きなどを考慮し、複数年での住居表示実施を計画しています。こちらの案件についても審議会にお諮りさせていただき予定となっています。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今の件について、ご質問などございましたらお願ひします。</p>
委員	<p>おおよそ、いつ頃の実施予定ですか。</p>
事務局	<p>令和6年から7年度にかけて実施をしていく計画です。当該地域が都市計画法に基づく、地区計画の区域になります。やくも付近の場所については地区計画の区域から外れております。</p> <p>当該地域は南側がどの地域まで開発されるかが未定となっております。今回、その開発区域の目途が付きましたので、住居表示の実施を計画しています。やくも付近については、昨年の秋に地元区長へ住居表示の実施の意向を確認しているところです。また、当該地域の西側に余白がありますが、こちらについても現在、開発の相談があるようです。</p>
議長	<p>ただ今ご説明をいただいた、赤枠で囲われている箇所について</p>

ては、既に開発がされており、お住まいの住民の方がいらっしゃいますので、どの区域まで住居表示の実施をするかというところもありますので、実施にあたっては、丁寧な説明が必要になってくるかと思えます。

本日の議題はすべて終了いたしましたので、ご質問などなければ、審議会は閉会いたします。長時間に渡りありがとうございます。